

鹿児島県新興感染症対応力強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という。）に基づき、県との医療措置協定を締結する医療機関（以下「協定締結医療機関」という）の新興感染症への対応力を強化するため、予算の定めるところにより協定締結医療機関に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次項2及び3のとおりとする。

2 施設整備事業

| 補助金の交付の対象となる経費 | | 基準額 | 補助金額 |
|--------------------------------------|---|--|---|
| 種目 | 内容 | | |
| 病床確保に係る協定締結医療機関 | (1) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）※1 | (1) 病室の感染対策に係る整備 1室当たり 14,546千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。 | 次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額 (ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 |
| | (2) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費※1 | (2) 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり基準単価 239,300円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。 | 次に掲げる額のうち最も少ない額 (ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 |
| 病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関 | (3) 病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費※1 | (3) 個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり基準単価 239,300円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。 | 次に掲げる額のうち最も少ない額 (ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 |

※1 ただし、国の医療施設等施設整備費補助金における新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）の内示後に着手したものに限る。

3 設備整備事業

| 補助金の交付の対象となる経費 | | 基準額 | 補助金額 |
|-----------------|---|---|---|
| 種目 | 内容 | | |
| 病床確保に係る協定締結医療機関 | 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置，検査機器（PCR検査装置），簡易ベッドの購入費※2 | <p>(1) 簡易陰圧装置の場合 1病床当たり 4,320千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> <p>(2) 検査機器（PCR検査装置）の場合 1台当たり 9,350千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> <p>(3) 簡易ベッドの場合 1台当たり 51,400円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> | 次に掲げる額のうち最も少ない額（ただし，1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 |
| 発熱外来に係る協定締結医療機関 | 発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR検査装置），簡易ベッド，HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）の購入費※2 | <p>(2) 検査機器（PCR検査装置）の場合 1台当たり 9,350千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> <p>(3) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> <p>(4) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）の場合 1施設当たり 905千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> | |

※2 ただし，新規購入及び増設する場合に限るものとし，国の医療施設等設備整備費補助金における新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）の内示後に着手したものに限る。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は，別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は，次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 経費所要額調書（別記第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算書の抄本又はこれに代わる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請書の提出期限は，知事が別に定める日とし，その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第2項の施設整備事業と第2条第3項の設備整備事業の間での経費の配分の変更は、認めない。
- (2) 第2条第2項の施設整備事業及び第2条第3項の設備整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更は、認めない。
- (3) 第6条第1項の変更事由により事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、単価が50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具、その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、単価が50万円以上の機械、器具、その他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、単価が30万円以上の機械、器具、その他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 第2条第2項の施設整備事業において、補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (11) 第2条第2項の施設整備事業において、補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第14号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(13) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

(1) 第2条第2項の施設整備事業

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

ウ 補助金の交付決定額の増減を伴う変更（ただし、補助金額の20パーセント以内の減額を除く。）

(2) 第2条第3項の設備整備事業

ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）

イ 補助金の交付決定額の増減を伴う変更（ただし、補助金額の20パーセント以内の減額を除く。）

2 規則第7条第1項の補助金変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書（別記第2号様式）

(2) 変更経費所要額調書（別記第3号様式）

(3) 歳入歳出予算書の抄本又はこれに代わる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績報告書（別記第9号様式）

(2) 経費所要額精算書（別記第10号様式）

(3) 歳入歳出決算（見込）書の抄本又はこれに代わる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 規則第16条第1項の補助金交付請求書は、別記第12号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第13号様式のとおりとし、同項の関係書類は次に定めるとおりとする。

(1) 施設整備事業

ア 工事請負契約書の写し

イ 補助事業の工事の遂行状況を示す写真

(2) 設備整備事業

物品売買契約書の写し

(財産の処分の制限)

第11条 規則第21条ただし書並びに同条第1号から第3号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

| 財産の種類 | 期間 |
|------------------------------------|---|
| 不動産及びその従物 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間 |
| 単価50万円以上の機械器具 (民間団体にあつては30万円以上) | |

(証拠書類の保管)

第12条 規則第23条の別に定める期間は、次のとおりとする。

1 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、単価が50万円以上の機械、器具、その他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

2 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、単価が30万円以上の機械、器具、その他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月17日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。